鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会介護保険事業計画策定部会
令和８年度第１回会議　議事概要

日時	令和８年６月１１日（木）午後１時３０分から午後３時まで
場所	鈴鹿市役所１２階　１２０５会議室
部会員	藤原　芳朗（部会長）、藤田　浩弥、金原　耕司、岡田　圭二、服部　典子、伊藤　健司、山本　裕一、水野　恵子、小林　智子、坂　佳徳、藤本　高尚、尾﨑　郁子、手平　規矩夫　（敬称略）
事務局	鈴鹿亀山地区広域連合事務局長、介護保険課長、介護保険課管理グループリーダー、介護保険課管理グループ員３名、介護保険課認定グループリーダー、介護保険課給付グループリーダー、介護保険課指導グループリーダー、鈴鹿市長寿社会課長、亀山市健康推進課長、鈴鹿市基幹型地域包括支援センター長、亀山市基幹型地域包括支援センター長
傍聴者	なし

１　開会

会議の公開、議事録の作成、会議の成立
委員以外の者の出席の承認

２　計画策定の体制について

資料１及び資料２に基づく説明（事務局）

３　第10期介護保険事業計画の策定方針について

資料３及び資料４に基づく説明（事務局）

（手平委員）

資料３の５ページのグラフで令和17年度から22年度にかけて、認定者数は増えているが、認定率が下がっているのはなぜか。団塊の世代の自然減によるものか。

（事務局）

令和22年度に団塊ジュニア世代が全員高齢者になり、高齢者人口は増えるが、全員がすぐに認定者になることはないため、分母が増え、一時的に認定率が下がった状態となる。グラフにはないが、団塊ジュニア世代の認定者が増えていくことになるので、その後は認定率が上がっていくと思われる。これらの要因も踏まえて、今回の計画を策定する必要がある。

（伊藤委員）

資料４の介護保険事業計画の策定方針案は、今後も広域連合が存続する前提で作成されている。資料では、第10期計画以降も広域連合として介護保険事業計画を推進していくことを示していると思うが、第10期計画期間は、広域連合の解体も含めた抜本的な体制の見直しを行う期間でもあると思う。第10期介護保険事業計画の策定プロセスの中で、広域連合の今後の体制の検討も含めるべきと思うのだが、いかがか。

（事務局）
策定部会で広域連合の解散に向けた議論をすることは想定していない。第10期計画については、２市の議論を経て、広域連合で行うことは確定している。
第11期以降どうするのかについては、２市でしっかりと協議されて方向性を見出していくものと認識しているが、この会議はそういった議論をしていく場ではない。
（伊藤委員）
広域連合の発足当時は、この体制に様々なメリットがあったが、時代が変わってデメリットが増えてきた。地域の実情に合わせた独自の要望や包括的支援に対応するのに現体制では現場との距離が遠いことが問題になっている。自治体としては、広域連合の持っているデータと住基データやほかの福祉データを組み合わせて、より詳細な地域づくりを行いたいという切実な願いがあることを踏まえてほしい。
（事務局）
今後に向けて、人口構造の変化に対応しながら将来にわたって制度を安定的に維持するために、事業をしっかりと精査し、財源を含む具体的な計画をデザインする必要があるが、策定部会で広域連合と２市の在り方の方向性を見出す議論をすることは違うと考えている。
（伊藤委員）
現場としては、高齢者福祉の基本は、住民に一番近い市が責任を持つべきだと考えている。第10期における見直しの議論において、広域連合の解体や全面解散ではなく、例えば一部の権限を市に移譲して、広域連合は審査会と保険料の徴収を行う組織に収縮するなどの検討をする期間が第10期の期間であることを申し添える。
（藤原部会長）
広域連合の在り方については難しい問題であり、この場で議論できるかは別にして、介護保険事業計画の本来の目的であるサービス量の見込みと保険料の設定について、先を見通したあるべき姿をここで打ち出しておかないとまずいのではないか、と考えている。
サービス量の見込みや保険料の負担について、これからしっかりと議論していかなくてはならない。
（尾崎委員）
今後、しっかりとした議論をしていくためにワーキンググループの関わり方が大切になる。今年度のワーキンググループのメンバーはどのようなメンバーになるのか。
（事務局）
ワーキンググループのメンバーは、広域連合介護保険課、鈴鹿市、亀山市の担当者、２市の基幹型包括支援センターで構成する。現場の意見を聴きながら進めていく。
（藤田委員）
保険料の関係であるが、資料３の６ページの表では計画期間ごとに上がっている。制度として、事業費の半分を第１号、第２号被保険者の保険料で負担することになるが、第２号被保険者の人口が減っていくことで第１号被保険者の保険料も上がっていく、という認識で良いか。
（事務局）
現在の第９期計画では、第１号被保険者が23％、第２号被保険者が27％負担することとし

ている。今後、人口構造の変化により、この割合も変わる可能性はある。人口減と負担割合の２つ保険料は上がる要素がある。第10期計画の策定にあたっては、そのことも想定しなければならない。

（藤田委員）

資料にある令和22年度の保険料よりも上がる可能性があるということか。

（藤原部会長）

国の示す単価にもよるので、何とも言いにくいところもある。ただ、保険料を安く抑えすぎてしまうと、今度は事業者の事業が成り立たなくなってしまう。人手不足に加えて、単価まで下がると事業の継続が難しくなる。訪問看護は、苦労しているという話をよく聞く。そのあたりの兼ね合いもあり、保険料がある程度上がらないと事業ができないという事業所の意見もよくわかる。しっかり議論しながら、その辺りの舵取りをしなければならない。

事項について部会員に承認を確認、部会員承認

４　アンケート結果について

資料５に基づく説明（事務局）

（藤本委員）

参考資料のアンケート結果に、介護支援専門員に対して実施した調査があり、その中で介護サービスについて、どの事業が不足しているかをケアマネージャーにきいた調査で、ほとんどの事業は過不足がない、という回答が７割前後の回答がある中で、訪問介護だけは、不足しているという回答が７割近くあった。

これらのアンケート結果は、鈴鹿市、亀山市や各市のどの地域の方の回答のものであるかなどを示してもらうことはできるのか。市全体で不足しているのか、特定の地域で不足しているのかなどを受けて、２市が打つ施策にも関連すると思うので、結果を２市へ渡してほしい。

（事務局）

結果を２市へ出すことはできるが、介護支援専門員調査は、ケアマネージャーの所属する事業所を通じて調査しているもので、事業所によって、２市で活動しているところもある。そのため、ケアマネージャーが市や地域のどこで不足を感じているかなどは、この調査結果から読み取ることは難しいと思う。

事業所が２市のうち、どちらをどれだけ担当しているかなどの基礎資料はあるので、新たに分析をすれば、事業所の所在地によってではあるが、示すことはできると思う。

（藤本委員）

２市が、先ほどの内容を把握していないのはいかがかと思うので、検討をお願いする。

（手平委員）

アンケートの33ページ（２）の調査結果は、今、要支援や要介護ではない人で、介護が必要にならないように努力している割合が95％もいる、というものだと理解している。

このように、介護が必要にならないようにするための施策の充実を考えていただきたい。

（事務局）
　要支援、要介護にならないようにするための施策が今後ますます重要になってくるので、そうした事業を強化していく必要がある。そこをやっていかないと、介護事業費を圧縮することはできない。
　そのために、介護予防やもっと手前の健康づくりから一体的、総合的に取り組んでいかなければならない。
　こうした取組は、介護保険事業計画では地域支援事業で主に議論されることになると思う。市の事業量の見込みなどは、一定の時期が来たら委員にお示しする。
（藤田委員）
　10ページの総合事業を勧めづらい理由で、サービスが分かりづらい、という回答の割合が多い。今後、広域連合として、総合事業を周知して広げていくつもりなのか、現状維持するつもりなのか。第10期計画では、どういう方向性で行くのかといったことを検討してほしい。
（事務局）
　総合事業について、２市から計画に挙げて進めていく。取組内容は、介護保険事業計画の中でも触れていく。
（藤田委員）
　他の調査結果でも触れられているが、介護人材の確保の点も計画に盛り込んでほしい。
（事務局）
　人材の確保は全国的な問題であり、検討していかなければならない課題だと考えている。
（藤原部会長）
　大学で介護を学んでも一般企業に就職する人も増えている。人材確保は喫緊の課題である。

５　その他

　介護保険運営委員会令和８年度第１回会議の日程（事務局）

６　閉会